

フィリピンにおける PIC および PIC に対する行政罰について

2022 年 9 月

日本法弁護士 難波 泰明

フィリピン法弁護士 Cainday, Jennebeth Kae

シンガポール法・日本法・アメリカ NY 州法弁護士 栗田 哲郎

第 1. はじめに

ここ数年、フィリピンでは、自分の名前を含んだ個人宛のスパムメールが増加し、個人情報保護に対する懸念が高まっています。

国家プライバシー委員会（National Privacy Commission、以下「NPC」）は、このような状況を踏まえ、NPC サーキュラー（回状）第 2022-01 号(NPC Circular No.2022-01)を発しました（以下「本 NPC サーキュラー」）。

本 NPC サーキュラーは 2012 年個人情報保護法（共和国法第 10173 号）（Data Privacy Act of 2012、Republic Act No. 10173、以下「DPA」）とその施行規則、および NPC のその他の通達等に違反した場合に、個人情報管理者（Personal Information Controllers、以下「PIC」）及び個人情報処理者（Personal Information Processor、以下「PIP」）に課される行政罰を定めています。

NPC は、PIC、PIP に課される行政罰を定めることにより、データ主体の権利の保護責任の遵守を強化し、組織としての説明責任が果たされるよう促しており、非常に時宜を得たものといえます。

本 NPC サーキュラーの詳細は、以下の通りです。

第 2 PIC および PIP の行政罰に関するガイドライン

1 適用範囲 —PIC、PIP とは

本 NPC サーキュラーの適用範囲は、DPA で定められた PIC および PIP とされています。

PIC とは、個人情報の収集、保持、取扱いまたは使用を管理する、個人または組織をいい、自身に代わって他の個人または組織に個人情報の収集、保持、取扱い、使用、転送、または開示を指示する個人または組織が含まれます。ただし、以下の個人または組織は除かれます。

- (1) 他の個人または組織からの指示により個人情報の収集、保持、取扱い、または使用、開示を行う者
- (2) 当該個人、その家族または家事に関連する個人情報を収集、保持、処理、または使用



する当該個人

一方、PIP とは、個人情報管理者(PIC)がデータ主体に関する個人情報の取扱いを外部委託することができる、DPA に基づいて外部委託を受けることができる自然人または法人を指し、PIC から個人情報の取扱いの外部委託を受けている事業者を指します。

ここでいう個人情報には従業員が含まれますので、基本的にすべての企業が PIC に該当し、他社から提供を受けた個人情報を保持、取扱い等を行う企業は、PIC または PIP に該当します。

したがって、本 NPC サーキュラーはすべての企業に関連することになります。

2 行政罰の内容

PIC または PIP は、DPA 及び DPA 施行規則、並びに NPC が発行する各通知等に違反した場合、違反事項ごとに、違反した条項に応じて以下に定める区分に従い、行政罰が課されます。ただし、一つの行為が複数の違反を構成する場合、500 万ペソが上限となります。

違反の程度	行政罰	違反行為となる行為
重大な違反 (Grave Infractions) - 対象となるデータ主体の総数が 1,001 人以上	違反が発生した直前の年の年間総収入の 0.5%～3%	<ul style="list-style-type: none"> - DPA 第 11 条に基づく個人情報取扱いに関する一般的なプライバシー原則のいずれかに対する違反 - DPA 第 16 条に基づくデータ主体の有する権利に対する侵害 - 重要な違反かその他の違反のいずれであるかに関わらず、同一の違反に対する本 NPC サーキュラーによる行政罰が繰り返された場合、自動的に重大な違反とみなされる
重要な違反 (Major Infractions) - 影響を受けるデータ対象者の総数が 1,000 人以下	違反が発生した直前の年の年間総収入の 0.25%～2%	<ul style="list-style-type: none"> - DPA 第 11 条に基づく個人情報取扱いに関する一般的なプライバシー原則のいずれかに対する違反 - DPA 第 16 条に基づくデータ主体の有する権利に対する侵害 - DPA 第 20 条 (a)、(b)、(c) 又は (e) に基づく個人情報の安全性の保護措置を合理的かつ適切に講じることを PIC が怠った場合 - DPA 第 20 条 (c) 又は (d) に基づいて、自己に代わって個人情報を取扱う第三者に安全対策を講じさせることを PIC が怠った場合

		<ul style="list-style-type: none"> - DPA 第 20 条 (f) に基づく、NPC 及びデータ対象者に対する個人情報漏えい時の通知を PIC が怠った場合(ただし、DPA 第 30 条により処罰される場合を除く)
その他の違反 (Other Infractions)	5 万ペソ以上 20 万ペソ以下	<ul style="list-style-type: none"> - DPA 第 7 条(a)、第 16 条、第 24 条に基づき、PIC の正しい身元または連絡先、情報処理システム、または自動意思決定に関する情報の登録を怠った場合 - DPA 第 7 条(a)、第 16 条、第 24 条に基づき、PIC の身元または連絡先、情報処理システム、または自動意思決定に関する更新の提供を怠った場合
	50,000 ペソを超えない範囲	<ul style="list-style-type: none"> - DPA 第 7 条およびこれに関する施行通知に基づく NPC またはその正当な権限を有する役員のコマンド、決議または決定に従わなかった場合 <p>*この違反に対する罰金は、NPC のコマンド、決議または決定の対象となった違反行為に対して課される罰金に加算して課される</p>

3 行政罰の賦課に影響する要因

上記区分の範囲内で具体的な行政罰の額を定めるにあたって考慮される要素は、以下のとおりです。

- 当該違反が故意または過失のいずれに起因するか
- 違反行為によりデータ対象者に生じた損害の有無及び程度
- 個人情報取扱いの性質、範囲、目的の観点から判断される違反の性質または期間
- 取り扱われる個人情報および DPA 第 16 条に基づくデータ主体の有する権利を保護するために事前にとられた措置
- コマンド、決議または決定として NPC が決定した過去の違反、これらの違反により罰金が科されたか、およびこれらの違反から経過した期間
- 対象となる個人情報の種類
- PIC または PIP において違反行為が発覚した経緯、および NPC への通知の有無
- データ対象者への危害を軽減するために PIC または PIP が採用した緩和措置
- PIC または PIP に生じた経済的利益または回避した損失を含む、NPC の評価対象となる他の加重または軽減事由

第 3 最後に

多くの企業は、自社が PIC や PIP に該当する可能性があることを意識せずに個人情報を収集し、取り扱っています。しかし、当該データや、対象取引、対象者が DPA の対象である場合、DPA の規定に従う必要があり、これに違反した場合は、上記の行政罰やその他の罰則が科されることとなりますので、留意が必要です。

この度、弊所執筆の「アジア・オセアニアの個人情報保護規制と実務」が出版されることとなりました。フィリピンを含む、東南アジア、南アジア、オセアニアにおける個人情報保護規制について網羅的に概説した書籍となっております。近日中に販売される予定ですので、フィリピンにおける PIC や PIP に課される遵守事項や、各国個人情報保護法に関してより詳しい情報をお求めの方は、ぜひご一読ください。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 各国の法律に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 法務特化型の法律事務所です。当事務所メンバーは、日本および ASEAN 各国の法律実務に精通した専門家で構成されています。日本および ASEAN 各国にオフィス・メンバーファームを構えることにより、日本を含めた各オフィスから ASEAN 各国の法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

info@oneasia.legal

< 著 者 >



難波 泰明

弁護士法人 One Asia 大阪オフィス パートナー弁護士

国内の中小企業から上場企業まで幅広い業種の企業の、人事労務、紛争解決、知的財産、倒産処理案件などの企業法務全般を取り扱う。個人の顧客に対しては、労働紛争、交通事故、離婚、相続等の一般民事事件から、インターネット投稿の発信者情報開示、裁判員裁判を含む刑事事件まで幅広く対応。その他、建築瑕疵、追加請負代金請求などの建築紛争、マンション管理に関する理事会、区分所有者からの相談や紛争案件も対応。行政関係では、大阪市債権管理回収アドバイザーを務めるなど、自治体からの債権管理回収に関する個別の相談、研修を担当。包括外部監査人補助者も複数年にわたり務め、活用賞を受賞するなど、自治体実務、監査業務にも精通している。

yasuaki.nanba@oneasia.legal

06-6311-1010



カインダイ ジェネベス ケイ

Cainday, Jennebeth Kae

フィリピン法弁護士

フィリピンで最大の監査・税務事務所で国際税務の弁護士・アドバイザーとして勤務。多国籍企業に対し、移転価格、事業再編、税務アドバイザリーサービス等を提供。その後、One Asia Lawyers Group に入社し、東京を拠点として、フィリピン法のアドバイスを提供している。

cainday.jennebeth@oneasia.legal



栗田 哲郎

One Asia Lawyers Group 代表

シンガポール・日本・USA/NY 州法弁護士

日本の大手法律事務所に勤務後、シンガポールの大手法律事務所にパートナー弁護士として勤務。その後、国際法律事務所アジアフォーカスチームのヘッドを務め、2016年7月 One Asia Lawyers Group を創立。シンガポールを中心にクロスボーダーのアジア法務全般（M&A、国際商事仲裁等の紛争解決等）のアドバイスを提供している。2014年、日本法弁護士として初めてシンガポール司法試験に合格し、シンガポール法のアドバイスも提供している。

tetsuo.kurita@oneasia.legal

+65 8183 5114